

## 株式の併合に係る事前開示書類

(会社法第 182 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 9 に定める書面)

## 株式の併合に関する事前開示事項

2022年6月14日

五洋インテックス株式会社  
代表取締役社長 吉川 元宏

当社は、2022年5月23日付開催の取締役会において、株式の併合を行うことを決議致しました。

かかる株式の併合は、2022年6月29日に予定されている株主総会での決議を経た上でなされるものですが、会社法第182条の2第1項及び会社法施行規則第33条の9所定の事前開示事項は次のとおりとなります。

### 第1 株式の併合の概要（会社法第182条の2第1項、第180条第2項各号）

#### （1）併合の割合

1,000,000株を1株に併合する

#### （2）株式の併合がその効力を生ずる日

2022年6月29日（以下、「効力発生日」という。）

#### （3）効力発生日における発行可能株式総数

80株

### 第2 併合の割合の定め等の相当性に関する事項（会社法施行規則第33条の9第1号）

#### （1）併合の割合の相当性

1,000,000株を1株に併合する株式の併合を実施することにより、吉川元宏氏以外の株主の方が有する当社株式の数は、1株未満の端数となります。

かかる方針は、当社の事業の再建を目的としたものであります。株式の併合により、経営の合理化及び機動的な意思決定等を実現することにより、当社の抱える赤字及び債務超過状態の解消を中長期的に図るもので、当社取締役会において複数回、具体的な協議・検討を重ねたものであります。

株式の併合の割合は、かかる理由により決定したものであり、もとより相当なものであると考えております。

#### （2）当社の株主の利益を害さないように留意した事項

株式の併合後、端数株式の買取手続を行う予定であります。かかる買取手続においては、当社より独立した第三者算定機関として、澤口公認会計士事務所当社株式の株式価値の算定を依頼しました。なお、澤口公認会計士事務所は、本株式併合の関連当事者には該当せ

ず、重要な利害関係を有しておりません。

澤口公認会計士事務所から取得した株価算定結果に基づく株式の価値を基準として、買取価格を設定することとし、当社の株主に不当な不利益を被ることのないよう留意しております。株式算定結果の概要は以下のとおりとなり、意見書は別紙のとおりです。

本株式併合における算定手法を検討した結果、五洋インテックス株式会社普通株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考え方に基づくものの、五洋インテックス株式会社が非上場会社であり継続企業の前提に疑義があることから、時価純資産法を用いて普通株式の価値算定を行っております。

時価純資産法による株式評価は2022年3月期の会計監査人の意見表明後の2021年9月末の中間決算に基づくものであります。株式評価の結果、株式価値は0円となり、一株当たりの株式価値も0円となっております。

評価方法	株式価値	一株当たり株式価値
時価純資産法（コスト・アプローチ）	0円	0円
参考：DCF法（インカム・アプローチ）	0円	0円

時価純資産法	評価対象会社の資産・負債を時価評価して差額の純資産を株式価値とする方法
DCF法	将来得られるであろうキャッシュ・フローを加重平均コスト（WACC）によって現在価値に還元した合計額を事業価値とし、これに非事業用資産の時価を加算したものを企業価値とし、これに有利子負債を控除したものを株式価値とする方法

### （3）端数株式の処理の方法に関する事項等

株式の併合の結果生じる端数株式については、会社法第235条第2項及び第234条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、その端数の合計数に相当する株式を吉川元宏氏が買い取ることを予定しています。

この買取価格については、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2022年6月28日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が保有されている当社株式の数（端数）に、0.1円を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様へ交付されることとなるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数処理が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

かかる金額は、当社より独立した第三者算定機関である澤口公認会計士事務所から取得した株価算定結果に基づく価値を基準としたものがいずれも0円との評価であることから、

プレミアム価値として0.1円を付与した金額としております。

当該株価算定実施以降、株価算定の基礎となる事情には重大な変更は生じておりませんので、相当な金額であると考えております。

なお、吉川元宏氏による買取代金支払のための資金は、本人の所有する資産より捻出し、供託手続きすることを予定しております。当社は、吉川元宏氏の通帳残高を確認しており、吉川元宏氏によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、当社は、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払のための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

当社は、2022年7月上旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却について裁判所の許可を求める申立てを行うことを予定しております。

当社は、当該裁判所の許可を得て、2022年8月上旬を目途に当該当社株式を吉川元宏氏に売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2022年9月上旬を目途に当該代金を株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

当社は、株式併合の他社事例における裁判所の許可の取得及び当該売却に係る代金を交付するために要する期間を踏まえて、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われる見込みがあり、また、当該売却により得られた代金の株主の皆様への交付が行われる見込みがあるものと判断致しました。

### 第3 当社に関する事項（会社法施行規則第33条の9第2号）

- (1) 最終事業年度末日後に重要な財産の処分、過大な債務負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の有無  
該当する事項なし
- (2) 最終事業年度の貸借対照表  
別紙のとおり

## 株式価値評価における意見書

貴社の本株式併合における算定手法を検討した結果、貴社普通株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考え方に基づくものの、貴社が非上場会社であり継続企業の前提に疑義があることから、時価純資産法を用いて普通株式の価値算定を行っております。

時価純資産法による株式評価は2022年3月期の会計監査人の意見表明後の2021年9月末の中間決算に基づくものであります。株式評価の結果、株式価値は0円となり、一株当たりの株式価値も0円となっております。

弊社の貴社への株式価値算定書の提出に際して、貴社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

本意見書は、本意見書の日付までに入手可能な情報に基づいており、入手した情報を重大な誤りとする事実があった場合、又は今後の状況の変化により本意見に影響を及ぼす可能性があります。弊社は、当社の資産・負債（偶発債務を含む。）について独自に評価・鑑定を行っておりません。弊社は、貴社の資産又は施設の物理的検査を行う義務を負っておらず、また、破産手続、会社更生手続、民事再生手続、会社法の特別清算その他の倒産処理手続に適用される法律に基づいて当社の支払能力又は公正価値を評価しておりません。

弊社は、本株式併合が重要な条件の変更を伴うことなく適時に完了すること、貴社又は本株式併合で想定される利益に悪影響を与える可能性のある遅延、制限又は条件が課されずに必要な政府及び規制当局の承認又は同意を得ることができること、またかかる承認及び同意の内容が、本件端数処理交付見込額に影響を及ぼさないことを前提としており、独自の検証を行っておりません。また、弊社は、本件端数処理交付見込額に重大な影響を及ぼす契約書、合意書その他の文書を過去に取り交わしておらず、また、将来も取り交わさないことを前提としております。弊社は、貴社より提供又は開示を受けた情報のほか、本件端数処理交付見込額に重大な影響を及ぼす偶発債務又は簿外債務は存在しないことを、貴社に確認の上、前提としております。本意見書は、本株式併合の承認の是非について、貴社に対して助言することを意図するものではなく、またかかる助言を構成するものでもありません。さらに、本意見書は、本株式併合について、貴社が利用又は実行できる可能性のある他の戦略又は取引と比較した場合の相対的な利点、あるいは貴社が本株式併合を実行又は継続するにあたっての基礎となる事業決定について、意見又は見解を表明するものではありません。また、本意見書は、本株式併合又はそれに関連する事項に関し、株主の議決権行使や行動に

ついて、いかなる意見や提言を表明するものでもありません。弊社は、貴社の株式が本株式併合完了前に取引される価格、又は取引されるべき価格に関して意見を表明するものではありません。弊社の意見は、本意見書の日付時点で有効な財務、経済、市場その他の条件、及び弊社が入手可能な情報に基づいております。本意見書の日付以降に発生した事実は、本意見及びそれを準備する際に使用した仮定に影響を及ぼす場合がありますが、弊社は本意見書を更新、改訂又は再確認する義務を負わないものとします。

以上

澤口公認会計士事務所  
代表公認会計士 澤口良太 ㊞